

# 相談センターニュース

## こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された  
滞納家賃を支払ってほしい  
敷金を返してくれない  
大家が賃料を受取ってくれない  
裁判所から訴状が届いた  
借金の保証人を頼まれた  
英会話学校との契約を止めたい  
高額なサイト利用料を請求されている  
未公開株を買わされた  
購入した車が事故車だった  
車の修理代を請求したい  
お金を確実に返してもらえない  
マンション管理費を支払ってもらえない  
隣の地主と境界について争いがある  
隣の犬に噛まれた  
相続人のひとりが行方不明である  
遺言を書きたい  
遺留分請求とはどういう請求？  
畑の名義がひいお爺さんの  
ままだ  
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが  
元夫に財産分与の請求をしたい  
会社をつくりたい  
会社の役員を変更したい  
売掛金を回収したい  
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください  
司法書士を紹介しています

## それはサービス残業ではありませんか？

労働基準法は、労働時間について次のような原則を定めています。

1日8時間、1週40時間を超えてはならない。

休日は、週1回以上与えなければならぬ。

労働時間は、実労働時間で算定する。

及びの例外として同法36条に基づく残業があります。残業をさせるためには、使用者は労働者に対し25%から35%以上の割増賃金を支払わなければなりません。ところが、現実には、

この残業代が支払われないケースが多くあるようです。

それは、の原則を労使ともに曖昧に理解していることが原因の一つだと思われます。

労働時間は、使用者の指揮命令下で労働力を提供した時間を指します。その要件を満たす限り、実作業に従事している時間はもちろんのこと、作業の準備をしている時間や後処理をしている時間も労働時間です。また、作業途中で次の作業のために待機している時間や仮眠時間でも、必

要が生じれば直ちに対応することが義務付けられている時間は休憩時間ではなく実労働時間です。

したがって、実労働時間が1日8時間を超えている場合は、原則として割増賃金が支払われなければなりません。仮にこの支払いがない場合には、遅延損害金と併せて請求することができます。

なお、賃金支払請求権は2年で時効となってしまうますが、時効期間が近づいた場合には裁判等の手続により時効を中断させることもできます。

## 賃金として請求できる金額は？

労働者の賃金は「労働基準法」という法律により「賃金、給料、手当、賞与其他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの」と規定されており(11条)、具体的には、以下のように整理することができます。

### 労働の対価

基本給のほか、残業手当や休日手当、夜間手当等の割増賃金

### 恩恵的給付

賞与、退職金、死亡弔慰金等のうち、就業規則等により支給条件が明確化されているもの

### 福利厚生給付

通勤手当、家族手当、

住宅手当、資格手当等の各種手当で、賃金規程等により支給条件が明確化されているもの

賃金は、労働者にとっては日々の生活の糧であるため、労働基準法の賃金に該当する場合、「通貨・直接・全額払い」の三原則に加え「毎月1回以上、一定期日払い」の原則が適用されることにより、労働者の権利が保護されているのです。

また、職場を解雇された労働者が生計の維持に困らないようにする目的から、労働基準法は使用者に対し、労働者に対する30日前までの解雇予告か、予告が遅れる場合には遅れた日数分の平均

賃金に相当する解雇予告手当の支払いを義務づけています(20条)。

さらに、賃金の支払いが遅れた場合、労働者が在職中の期間については年6%、退職日以降は「賃金の支払の確保等に関する法律」により、年14.6%の割合による遅延損害金をあわせて請求することができます。

なお、賞与や退職金の支給の有無が業績に左右される場合や、使用者の裁量に委ねられているような場合、出張旅費、給食代、制服・作業服代等の実費弁償的な性格をもつ場合等は、いずれも賃金には該当しないものと考えられています。

# 相談センター情報(相談件数とその傾向)

平成23年9月分

## 台風被害の賠償責任は？

相談内容(複数回答あり)	件数
<b>一般民事</b>	
貸金	9
売買代金	2
請負代金	0
売掛金	1
不動産明渡	5
登記請求	0
敷金	1
賃料	6
労働紛争	4
交通事故	0
その他損害賠償	23
相隣関係	7
境界	1
執行手続	0
その他	20
<b>一般民事計</b>	<b>79</b>
<b>成年後見・家事事件</b>	
法定後見	16
任意後見	4
未成年後見	0
相続紛争	7
離婚	6
養育費請求	0
親子関係	5
その他	11
<b>成年後見・家事事件計</b>	<b>49</b>
<b>登記・供託</b>	
相続	44
贈与	4
売買	4
担保権	0
商業法人全般	2
供託	0
その他	9
<b>登記・供託計</b>	<b>63</b>
<b>契約トラブル</b>	3
<b>契約トラブル計</b>	<b>5</b>
<b>クレサラ</b>	
返済が苦しい	11
自己破産	2
返済条件を緩和	3
取立が厳しい	0
訴訟を起こされている	1
給料等の差押を受けてい	0
親族の借金	4
保証債務の履行	0
ヤミ金融	1
おまとめローンで借金を一本	1
その他	20
<b>クレサラ計</b>	<b>43</b>
<b>その他</b>	7
<b>その他計</b>	<b>7</b>
<b>合計</b>	<b>246</b>

9月の相談は「その他損害賠償」に関する件数が他の月に比べて突出していました。これは、台風15号による影響です。

すなわち「強風により、所有する建物の瓦が飛んで、隣家の自動車を傷つけてしまったが、修理代は全部こちらが負担しなければならないか」等のご相談が多く寄せられました。

民法717条に規定される土地の工作物所有者の責任は原則として無過失責任ですから、所有する建物の設置又は保存に瑕疵ある場合、他人に

与えた損害については賠償責任を負わなければなりません。ただし、震度6や7のような地震による被害は不可抗力であり所有者に賠償責任はないとする最高裁判例もあります。

今回の台風が、震度6や7のような地震と同じように所有者に賠償責任が及ばないと判断される程度の災害かどうかは、最終的に裁判所が判断することになります。つまり、裁判をやってみなければ結論は出ません。

飛んできた瓦で自動車が傷つけられてしまった側が被害

者であることは間違いありませんが、強風で屋根瓦が飛ばされてしまった側もまた、自然災害の被害者ということになるでしょう。その両者が裁判で争わなければならないというのは、なんともむなしなものですが、

このようなとき、勝ち負けを決めるのではなく、両者が納得できる解決を模索して話し合いを行う方法もあります。詳しくは当会が運営する「調停センターふらっと」(電話054-282-8741)にお問い合わせください。

## 時のことば

## ～アパートの更新料～

賃貸住宅の「更新料」支払いを義務づけた契約条項が有効かどうか争われた訴訟において、7月15日、最高裁は「更新料が高額過ぎなければ有効」とする初判断を示しました。

賃貸借契約の更新料は首都圏や関西圏などで慣行化しており、該当物件は100万件に上ると言われています。したがって、最高裁の判断が目ざされていました。

争点となったのは、更新料の定めが「消費者の利益を一

方的に害する契約は無効」と定める消費者契約法10条の規定により無効となるかどうかでした。

最高裁は判決理由の中で、更新料について「貸主側の収益となる一方、借主にとっては円満に物件を使用し続けられることからすれば、賃料の補充や前払い、契約継続の対価など複合的な性質がある」と位置づけ、経済的合理性があるとしました。

また、一部の地域では更新料が慣習となっていることは

広く知られており、貸主と借主の情報量などに大きな差はないなどと指摘しました。

その上で、「更新料の条項が契約書に明記されていれば、賃料、更新期間などに照らして高額過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法には違反しない」との判断基準を提示し、今回争いとなった件については「不当に高額という事情もない」と結論づけています。

## 11月はここに注目！ “労働トラブル”

日本司法書士会連合会は全国50の司法書士会に対し、11月23日の勤労感謝の日を中心に「全国一斉労働トラブル110番」の開催を呼びかけています。

そこで、**司法書士総合相談センターしずおか**では、11月を“労働者の権利を守る月間”と位置づけ、1ヶ月間を通じて下記のようなさまざまな労働問題に関するご相談に応じていきたいと考えています。

給料の支払いが遅れている  
突然、解雇を言い渡された  
残業代が支払われない  
など

なお、特別に11月23日の祝日も電話相談に対応します。マスコミ各社・関係機関各位におかれましても、市民の皆様にも本号のご案内と相談センターの告知をお願いいたします。

**司法書士総合相談センターしずおか**

TEL:054-289-3704 **ご相談は無料です!!**